

工事請負契約書 印紙税額早見表

税額は国税庁の公表資料で確認しています（確認日 2026-09-30）。軽減措置は令和9年（2027年）3月31日までに作成する建設工事の請負契約書が対象です。個別の取引の判断は税務署または税理士にご確認ください。

契約金額別の税額

記載された契約金額	本則の税額	軽減後（建設工事・令和9年3月31日作成分まで）
1万円未満	非課税	（対象外）
1万円以上 100万円以下	200円	（対象外）
100万円を超え 200万円以下	400円	200円
200万円を超え 300万円以下	1,000円	500円
300万円を超え 500万円以下	2,000円	1,000円
500万円を超え 1,000万円以下	10,000円	5,000円
1,000万円を超え 5,000万円以下	20,000円	10,000円
5,000万円を超え 1億円以下	60,000円	30,000円
1億円を超え 5億円以下	100,000円	60,000円
5億円を超え 10億円以下	200,000円	160,000円
10億円を超え 50億円以下	400,000円	320,000円
50億円を超えるもの	600,000円	480,000円
契約金額の記載のないもの	200円	（対象外）

文書の種類別の要否

文書	印紙	判断のポイント
工事請負契約書	必要（第2号文書）	契約書に書かれた契約金額
工事注文請書（請書）	必要（第2号文書）	請書に書かれた契約金額。請負者だけが署名・押印する請書も契約書に当たる
工事注文書	原則不要（申込みの文書）	ただし、基本契約書・見積書に基づく申込みで自動的に契約が成立すると書かれたもの、双方が署名・押印したものは第2号文書に当たる（別に請書を作ると書かれたものを除く。双方署名・押印のものは除けない）
変更契約書（増額）	必要	変更前の契約書を特定できる記載があれば増加額が記載金額。なければ変更後の金額
変更契約書（減額）	必要（200円）	変更前の契約書を特定できる記載があれば「記載金額のないもの」
変更契約書（内訳だけ変更）	必要（200円）	総額を変えず内訳だけ変えるものは「記載金額のないもの」
電子契約（電磁的記録）	不要	電磁的記録は課税文書に含まれない

貼付チェックリスト

- ☐ 文書の種類を確認した（契約書・請書は課税、注文書は原則不課税。例外に当たらないか）
- ☐ 契約書に書かれた契約金額から該当する区分を確認した
- ☐ 建設工事の請負で100万円を超え、令和9年3月31日までの作成なら軽減後の税額を使った
- ☐ 変更契約書は、変更前の契約書を特定できる記載があるかで記載金額を判断した
- ☐ 印紙に消印をした（消印がないと、印紙の額面と同額の過怠税の対象）
- ☐ 貼り忘れに気づいたら、税務署に印紙税不納付事実申出書を出す（過怠税が3倍→1.1倍に軽減）

出典（国税庁）

- 国税庁 No.7102 請負に関する契約書：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7102.htm>
- 国税庁 No.7108 建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税の軽減措置：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7108.htm>
- 国税庁 質疑応答事例「工事注文請書」：<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/12/12.htm>
- 国税庁 質疑応答事例「工事注文書等」：<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/12/04.htm>
- 印紙税法基本通達 第30条・第31条：<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/inshi/inshi01/05.htm>
- 国税庁 質疑応答事例「取引先にメール送信した電磁的記録に関する印紙税の取扱い」：<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/02/10.htm>
- 国税庁 No.7131 印紙税の過怠税：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7131.htm>

提供：Construction DX（<https://construction-dx.com>） 確認日 2026-09-30